

東温市社会福祉協議会
有 料 廣 告 掲 載 基 準

1 趣 旨

この基準は、東温市社会福祉協議会有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条の広告掲載の範囲等に関連するものについて定め、広告の掲載に係る取扱いの基準とするものである。

2 要綱第3条（1）から（4）の考え方及び具体例等

<p>（1）法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの。</p>	<p>○不当景品類及び不当表示防止法第4条に違反するもの 例：温泉法上の温泉の定義に該当しない井戸水や水道水を加温したものを温泉であるかのように表示しているもの。</p> <p>○広告に関する規程がある法例等に違反するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・医療法（第69条～第71条）・介護保険法（第98条）・薬事法（第66条～第68条）・柔道整復師方（第24条）・旅行業法（第12条の7、8）等に違反するもの <p>○その他、業務、営業行為、商品等について規定している法令等に違反するもの</p> <p>例：許認可が必要な事業で、許認可されていない事業者が行うもの</p>
<p>（2）公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの</p>	<p>○財産的秩序に反するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ギャンブル等射幸心をあおる可能性のあるもの 等 <p>○倫理的秩序に反するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体等の構成員がその活動のために利用するもの・暴力的又は残酷なもの・犯罪行為を示唆、誘発するおそれのあるもの・性的感情を刺激する又は、わいせつなもの・青少年保護や健全育成に好ましくないもの 等 <p>○自由、人権を害するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの・他を誹謗、中傷又は排斥するもの 等